

長洲・荒尾地域公共交通総合連携計画策定調査業務に伴うプロポーザル審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長洲・荒尾地域公共交通総合連携計画策定調査業務（以下「業務」という。）に係る委託業者の選定を厳正かつ公平に行うため、業務に伴うプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 委託業務に関する業者選定基準等に関すること。
- (2) 委託業務に関する参加業者の審査、選考に関すること。
- (3) その他審査、選考に必要なこと。

(委員)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(守秘義務)

第5条 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、長洲町まちづくり課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。